

新型コロナウイルス ワクチン接種について

与那原町では新型コロナウイルスワクチン接種に向けて準備を進めております。

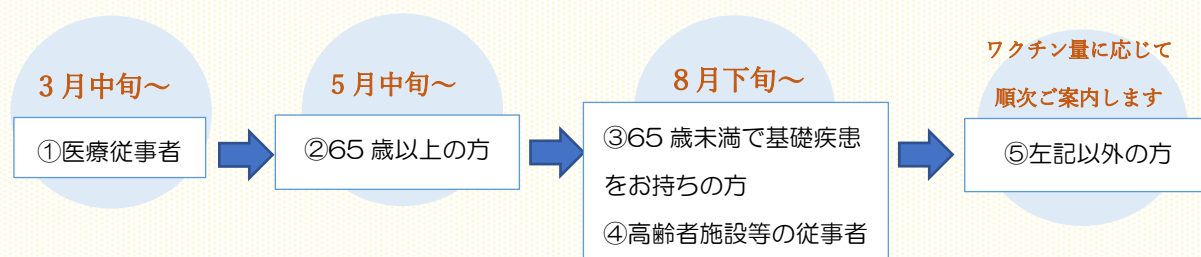
接種は、ワクチンの入荷準備状況を確認しながら順次接種を行う予定となっています。少しお待ちいただく可能性はありますが、接種を希望されるすべての方が接種できるように、ワクチンは順次供給されます。安心してお待ちください。

【お知らせ】

令和3年4月21日に、65歳以上の方へ接種券を発送いたしました。

集団接種の日程や予約の方法については、[こちら](#)をご覧ください。

ワクチン接種の優先順位



新型コロナウイルスワクチンの対象者は16歳以上の方です。

- ①医療従事者
- ②65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- ③65歳未満で基礎疾患を有する者や高齢者施設等の従事者
- ④高齢者施設等の従事者
- ⑤上記以外の方

優先接種や基礎疾患を有する者の範囲等については[こちら【厚労省HPより】](#)（外部サイト）

接種券の郵送

4月下旬に、65歳以上の方へ封書で個別に接種券をお送りします。

それ以外の方については、接種時期が近づきましたら、順次個別に発送予定です。

接種場所

ワクチン接種は、住所がある市町村で接種することが基本です。

なお、次のような事情がある方は、町外の医療機関でもワクチン接種を受けることができます。具体的な手続きについては、町のコールセンターへお問い合わせ下さい。

- ・入院、入所中の医療機関や施設で接種を受ける場合
- ・基礎疾患で治療中の医療機関で接種を受ける場合
- ・単身赴任等でお住まいが住所地でない場合
- ・医療従事者が、勤務先で接種を受ける場合

1) 集団接種会場

与那原町上の森かなちホール（役場新庁舎内）

◎接種予定日：週2回

（水曜日午後のみ：14時～17時　日曜日：9時～12時、14時～17時）

2) 個別接種会場

現在、町内各医療機関と調整中です。決まり次第お知らせいたします。

接種予約から接種当日までの流れ

1、与那原町役場から発送される接種券を確認する

接種券は黄緑色の封筒で送付します。

届きましたら、接種の際に必要な接種券・予診票2枚（1回目：黄色 2回目：黄緑色）が入っているか確認して下さい。

2、予約を取る（集団接種）

接種は完全予約制となります。お電話または与那原町公式LINEよりお申し込みください。

与那原町新型コロナワクチン接種コールセンター

098-943-8931（平日9時～17時）※土日・祝祭日休み

与那原町公式LINE

ラインのホーム画面で「与那原町」を検索しともだち登録して予約または
右記QRコードより予約 →→→



◎予約の前にご確認下さい

以下の方は、ワクチン接種するにあたって注意が必要です。ご自身があてはまると思われる方は、ワクチン接種をしてもいいか事前にかかりつけ医にご相談下さい。

- ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た人
- ・抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある方

※基礎疾患で通院されている方は、かかりつけ医でワクチン接種ができる場合があります。接種を受ける前に、かかりつけ医に相談して下さい。

[ファイザー社の新型コロナワクチンについて【厚生労働省】（外部サイト）](#)

3、接種当日

当日の 持ち物	<ul style="list-style-type: none">✓ 接種券✓ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）✓ 予診票（事前に記入しご持参下さい）
------------	--

※接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱のある場合や体調が悪い場合などは接種を控え、予約した接種会場へご連絡下さい。

※ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります。1回目を受けた際、次回接種がいつから可能なのかご確認ください。

※送付される接種券は2回分の「接種券」や「予防接種済票」が1枚になっています。毎回切り離さず台紙ごとお持ちください。

※接種しやすい服装でお越しください（肩を出しやすい服装）

接種費用について

接種費用は無料です。

接種を受ける際の同意の取得

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種による感染症の効果と副反応のリスクの双方について理解をした上で、ご本人の意思に基づいて行います。

また、ワクチン接種は強制されるものではありません。

周囲の方などに接種を強制したり、強引に進めたりすることがないようにして下さい。

接種後に副反応が出た場合の健康被害救済制度

ワクチン接種では、一般的に副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンについても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。なお、救済制度の内容については[こちら【厚生労働省】（外部サイト）](#)をご覧ください。

[新型コロナワクチンについて【首相官邸】（外部サイト）](#)

[新型コロナワクチンについてのQ&A【厚生労働省】（外部サイト）](#)

新型コロナワクチンによる詐欺行為にご注意ください

新型コロナウイルス感染症に関し、給付金や助成金等の手続きを装った不審な電話が発生しています。国や市区町村が給付金等に関連して、現金自動預払機（ATM）の操作を求めたりすることはありません。不審電話で困ったときはひとりで悩まず、消費者ホットライン「188」にお電話下さい。

◎ワクチン施策のあり方への問い合わせ

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 0120-761-770（9時～21時）土日・祝祭日も受付

◎ワクチン接種に係る具体的な問い合わせ

ファイザー新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル 0120-146-744（9時～21時）日・祝祭日除く

◎ワクチン接種に係る専門的な相談問い合わせ

沖縄県新型コロナウイルスワクチン専門相談コールセンター

098-894-4856（9時～17時）土日・祝祭日も受付

◎ワクチン接種に係る予約や接種場所などの問い合わせ

与那原町新型コロナワクチン接種コールセンター 098-943-8931（平日9時～17時）土日・祝祭日除く